

## 食品安全委員会（第746回会合）議事概要

日 時:令和元年6月18日(火) 14:00~14:54  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席  
傍聴者:報道 1名、行政機関 1名、一般 2名

### 議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目  
ORN-No.1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩  
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

- (2) 農薬専門調査会における審議結果について
- ・ 「ピリプロキシフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田(緑)委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
- ・ 「*Aspergillus niger* LU17257株が産生する6-フィターゼを原体とする飼料添加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬及び添加物「ジフェノコナゾール」に係る食品健康影響評価に

ついて

- ・農薬「ブプロフェジン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルオピラム」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「ジフェノコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0096 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「ブプロフェジンの一日摂取許容量（ADI）を0.009 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg 体重と設定する。」

「フルオピラムの一日摂取許容量（ADI）を0.012 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬「チフルザミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロチオコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「チフルザミドの一日摂取許容量（ADI）を0.014 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「ピリダリルの一日摂取許容量（ADI）を0.028 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

「プロチオコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.011 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

#### （４）企画等専門調査会における審議結果について

- ・平成30年度食品安全委員会運営状況報告書について

→事務局から説明。

本件について、案のとおり決定することとなった。